

貞丈雜記

四之上

73
6592
7



門 3
號 6592
卷 7

貞丈雜記卷之四



役名之部目錄

- 一 三職之事
- 一 四職之事
- 一 御供衆
- 一 御所奉行
- 一 評定衆
- 一 奉公方
- 一 申次
- 一 管領之事
- 一 御相伴衆
- 一 政所
- 一 所司代
- 一 奉行衆
- 一 走衆
- 一 五ヶ番

雜記四

見一

昭和十九年四月五日
寄贈
三上三平

- 一番方
- 一採題
- 一國人之事
- 一小侍所別當
- 一中間
- 一中間苗氏不名乘
- 一雜色
- 一養仕
- 一同朋 ニケ条
- 一恪勤
- 一節朔衆
- 一在國衆
- 一侍所別當
- 一房
- 一小者
- 一古之中間小者
- 一かせもの
- 一御所侍
- 一御未男
- 一被管

- 一武家十一位之事
- 一調度掛 四ケ条
- 一蔭涼軒
- 一太刀 をもとの役 ニケ条
- 一弓袋指 ニケ条
- 一公人朝夕人
- 一隨身
- 一駕輿丁
- 一倉法師
- 一仕丁
- 一御部屋衆
- 一使節
- 一布衣之役
- 一侍法師
- 一草履取
- 一派上げ
- 一如木退紅
- 一押領使
- 一代官
- 一舎人之事

雜記四

目三

一前駟

一雜掌

一放免 三ヶ条

一御あり頭

一力者

一足輕

一公方之御小者

一房の比ふひ髪

一馬廻侍

一乗替

一馬部吉祥

一旗差

一鞭差

一御鎧着

一隨兵

一孔子之役 ニヶ条

一國司守護領家地頭

一從者

一念人

一右筆

一兄部 ニヶ条

一仕丁

一御小袖御番衆

一奈良之御供衆

一三國司

一國分奉行

一廳御坊

一半守護

一家司役

一引付方奉行

一油持

一出車衆

一公方人公方者

一御はらひ方右筆

一之乃右筆

一唐物奉行

一御出奉行

一御さし之車

一近習之車

一觸口之車

一 執事代

一 年寄家老宿老雜掌何誰代

一 高家之事

官位之部目錄

一 官職之事

一 位之事

一 補任之事

一 叙爵之事

一 權官之事

一 兼官之事

一 前官之事

一 散位之事

一 昇進之事

一 越階之事

一 叙留之事

一 相當と云事

一 贈位贈官

一 職掌

一 品位之事

一 除目之事

一 叙位之事

一 節會

一 上卿之事

一 內辨外辨

一 長橋局

一 攝政關白之事

一 口宣之事

一 宣旨之事

一 綸旨之事

一 位記

一 宣命

一 准后

一 院

一 東宮

一 女御

一 公卿

- 一 殿上人
- 一 堂上と云事
- 一 將軍宣下
- 一 兵杖宣下
- 一 文官武官
- 一 踐祚
- 一 國母
- 一 院之御事
- 一 東宮之御事
- 一 官途之事
- 一 昇殿
- 一 遷任
- 一 禁色宣下禁色之事
- 一 隨身
- 一 御即位
- 一 大嘗會
- 一 天子之御事尊称品々
- 一 摄家之事
- 一 位階之事
- 一 受領之事

- 一 誓之字之事
- 一 正之字之事
- 一 四分官之事
- 一 官位唐名
- 一 源氏長者
- 一 四品之事
- 一 如木
- 一 公家之事
- 一 侍讀
- 一 官位故實之書
- 一 太輔少輔之事
- 一 太夫之事
- 一 判官
- 一 太閤
- 一 淳和院特學院別當
- 一 宰相之事
- 一 退紅
- 一 位署書之事
- 一 一人のよき之事
- 一 教員之事

- 一 廷尉佐
- 一 傳奏
- 一 柳營
- 一 坊官
- 一 外記
- 一 警蹕之車
- 一 みるしと云車
- 一 職車
- 一 南殿之事
- 一 三公九卿
- 一 女官
- 一 幕下
- 一 大樹
- 一 侍法師
- 一 官幣
- 一 文位勲位
- 一 内侍宣のよみ
- 一 陣之座
- 一 町人之官位
- 一 月卿雲客

- 一 上達部
- 一 内々云車
- 一 天子之御車
- 一 新嘗會
- 一 職車散車
- 一 無官之太夫
- 一 受禪
- 一 公車
- 一 内親王
- 一 入道親王
- 一 百鋪
- 一 朝の字みかどよむ事
- 一 天子の御嫡子之事
- 一 非參議
- 一 陰陽家
- 一 讓位
- 一 遜位
- 一 諸王
- 一 法親王
- 一 無品親王

- 一 門院之事
- 一 御宇
- 一 被接官
- 一 令外之官
- 一 立后
- 一 國司
- 一 内位外位
- 一 太守と云事
- 一 北面始
- 一 木鳥

- 一 重祚
- 一 被官
- 一 流外官
- 一 立坊
- 一 出居侍從
- 一 八女
- 一 國主
- 一 布衣始
- 一 殿下
- 一 番長

- 一 番頭
- 一 假御隨身
- 一 兼宣旨
- 一 執柄乃事

以上

- 二 下臈の御隨身
- 一 衛府之侍
- 一 拜賀奏慶慶賀
- 一 武家を清花に準ずる事

貞丈雜記卷之四

役名之部

門人

伊勢貞友 同
 千賀春城 同
 岡田光大 同

三職四職ハ義滿
 將軍應永五年ニ
 定ル南朝記傳ニ
 見
 鎌倉年中行事云
 管領之執權ト云
 事ヲ毎々諸人申
 ス条不可然其故
 ハ管領トハ只ノ
 時ノ詞也
 八段之記ニハ執
 權トノセラルト
 也然則管領之一
 人ヲハ執事ト申
 へキ也

一 三職ト云ハ斯波氏武衛細川氏畠山氏ト云ハ此ニ
 家ハ管領職を勤ム家あり故ニ職ト云也
 一 管領ト云ハ執權職也家老の事也尊氏卿義詮公カカウレキヨウヨシノリコフより
 執事職ト云義滿公の御代より改メ管領職ト云斯波
 細川畠山の三家を勤メ也也管領ト云アリクニ人

洞院家記後保中
院執權下登大
御言家顯朝吉田
中御言家經俊
年中諸大名上師
成記云始ハ執事
職上云貞治比ヨ
リ管領ハ始リシ
也

壹職と云也或説云足利尾張守高経入道道朝の義
詮公より作多経天下此事を管領せしめて多経ありし
より管領の号ハ起りたりはよみよハ義満の御代
ハ細川頼之ヨリ管領職ユキあり高経入道の子斯波右兵衛
佐義将を管領ヨリせしめしより斯波の家代ハ武衛と云武衛
とハ兵衛の唐名也代ハ右兵衛佐カ任トる故也畠山尾
張も義深フカの子右衛門佐基國モト管領とあるは畠山細川斯
波の三家をニ管領ともニ職とも云

貞助雜記云
四職レハレ四
殿レ也

一四職と云ハ山名一色細川讃州畠山修理太夫を云又四殿
衆とも云書札禮節は是れより貞衡云山名一色京極

赤松を曰職と云より時代より遠あるは侍所の
別を勤也

一御相伴レヨウバンと云ハ大名の内よりキリヤウ分量を撰ヒラひ御相伴レヨウバンの候
せしむ也公方極諸大名の御成の時御相伴レヨウバンは是れより
也殿中より御相伴レヨウバンはありす

建武元年ナニナル

一御供所と云ハ建武元年ナニ是れより鎌倉より御上洛の時御
供所レヨウバンより人々也伊勢守家も御供所の分一也是れより
子孫を後レヨウバンより御供所と名付て公方極の御前近々
名ハ是れより朝暮御膳の御キウジ任ト外御を是れより御
用より是れより也今御小供所と云人々の勤事の如し

一 政所と云ハ殿中政事を掌るる役也管領畠山左馬督の才畠山式部少輔と伊勢守とある人此役を勤めたり伊勢守ハ代々政所あり殿中諸奉行諸役人の惣司とて殿中の諸事諸法度禮儀作法も此事大小事あらず政所力の指圖也政所代ハ蜷川新右衛門尉政所開闔ハ布施下野守也政所ハ頭也政所代ハ助也子法とてをみる也開闔ハ肝煎せりやき也あはり役也

一 御所奉行ハ御所中の惣奉行表向女中方迄の惣奉行也伊勢守代々政所御所奉行兼帯あり
 一 所司代と云ハ貞衡云口職の助也侍所ノ名代也

一 評定衆と云ハ廿四人あり諸事評定の役也公事方あども承の役也貞衡説也

一 奉行衆と云ハ貞衡云是を右の筆方と云十二人評定衆奉行衆と云合々三十六人乃公事方諸事を評定較し極むを政所へ出して評定あり也三十六人をあつし十八日とけ並非違違違をいゆ急の儀ハ日夜よりいづれ日の出番番番へ番番ハ何時か入の通りを書記し三十六人子思判形をさる不審を存す者ハ判形せず思急の形を書き添ておとらよとて評定ありて政所へ出ス也むお急々のお供もあり也

奉公方右の筆方
稱ニテハアスト
云私ニテハ奏者
トト也

一奉公方右の筆方と云事萬枝書条云云奉公方之事各奉會

中ニテハ奉公方トハ詞不申奉公方ハ御供儀外振書方也

一倣也奉公方右の筆方トハ御供儀外振書國持也

ハ別倣也又奉公方トハ書方也云云一説在云云

一御走衆ト云ハ御成の時御道筋又ハ御能成の時ハ狼藉人

を打擲ト云ハ御成の時御道筋又ハ御能成の時ハ狼藉人

のさやえんをもち太刀杖をさばりきをさし一鉄鞭をもち

御供せしむ也云云御成の時ハ刀劍の部ト記ス

一申次ト云ハ奏者の事也古ハ八分方極のをト次ト云私のをハ

奏者ト云今ハ八分私を奏者ト云

海人藻菰云近日奉行頭人等内ノ
云次ヲ稱奏者ハ傍若無人ノ事也

ノ字ハ限天子書事也然則闕白以下諸家ニ物ヲ申者申次ト
稱ヘシ如此事當世以ノ外乱吹也推然順時世可得其意也

一五ヶ番ト云ハ殿中ノ番を勤む人々を五番ト云けり五ヶ番ト

云也年中恒例記云朔日より六日まで各一番元在番家ト

七日より十二日迄ハ二番十三日より十八日迄ハ三番十九日より廿

四日迄ハ四番廿五日より晦日までは五番所勤也又正月

三日惣番所御禮仕仕の条云惣番所奉儀次方事一書ト

り始々五番迄番次方御目ト云也又就以祝儀御太刀あり

奉儀時ハ御書より始々御太刀を上之由也假令晦日あり

御太刀奉儀ト先五番所次一書次二書次三書次四書所

如はありし自余以てありし萬枝書条云云五ヶ番御

番頭ト云ハ五ヶ番
ノ事ト云ハ五ヶ番
の一組ト云ハ内
の頭を五人宛め
おろせたる人を
さして番頭ト云
也也外をハ番方
ト云也書札御供
秘傳ト云番頭
奉一書の次二番
の次三番の次四
番の次五番の次
ト云事あり
兼中旧記ニ五ヶ
番の事を記す
奉公方右の記ト
也

通り事其番ニテ孟怒りたる事ハ然と愛頭先紙條

あり大方家々の次方よりくくもなり也

一 番方と云ふ存れみけ番の事也 又改衆氏云

一 節朔衆と云ふ存の五ヶ番の事也殿中り次記みえり

節ハ五節供也朔ハ朔日也番方の存ハ常ニ公方極ハ目見

か一年始五節供朔日十五日計以目より加節朔衆と云

也 室町殿ノ代節朔衆也

一 探題と云ハ九州あつ九州惣務を奉行する人也 ソレガ

一人に付了り出る也探題の人も國持也

一 在國衆と云ハ京都へ奉勤する事あり常ニ國住居也

大名の事也

一 國人と云ヒ在國衆の事也書礼条云云宗刑部を補成さる殿

津嶋國人也云此類あり

一 侍所別當ハ侍の頭也勤役あり侍と云ヒ侍の祇儀す

侍所を侍所と云其侍を支配する人を別當と云

一 小侍所別當と云ハ貞衡云小侍ハ侍より下の侍也小使を

とす侍の祇儀ある人を小侍所と云小侍を支配する人

を小侍所の別當と云御成次第古兵云小侍所ハ用ひ

自然ハそれの時役人供奉其人をよきとせし役人祇

候の御殿よりい出るは役人を小侍所と云

東鑑ニ建保六年
定侍所司五人北
条恭時馬別當山
城大式別當行村
三浦左衛門義村
江州官能範伊賀
次郎兵衛尉光家
云々
太平記卷二ニ
帳内録下共備違
を敬問せよと
侍所よりい
水火の責を
東鑑卷廿四承久
元年七月廿八日
幸酒晴有者侍等
定於前代者可然
幸皆雜著到于西
侍當時堀内不及
手廣之間然侍仍

各候小侍可令
近守邊由三則今
日所始補小侍別
當也蓋與三郎重
時年リニ云
義教公傳元服記
小侍所畠山左馬
助有衣指衣又
義教公傳元服記
小侍所山名彈
正次郎云々
房ハヒタ井ニ斗
變アリレツカ物
非ノ画ニカ著ノ
体ニテハカ井カ
坊ハヒタヒカ
ナレ
東鑑卷五十私長
三年八月八日ノ
條未十月三日將
軍歩上格付諸奉
行ノ条ニ歩中間
信濃判官時活ト
アリ是中間ノ奉
行ナリ

一房ト云ハ長刀を侍ハ者也公方極ミハ房カ一御長刀ヲ指

倣事ハ一門跡ノ力者多ク由条ト書キ有リ房ハ判後ノ
者多クハ俗俗也判後ノ也
条ト書キ云々ハ一門ノ衣袴カノ故ト云フ目ト云フ可也カノ
みカキレ又大カ多クト下房小者ハ人ノ目ト云ハカノ能ハカ

一中間ト云ハ侍ノ下小者ノ上也侍ト小者ノ間有ルハ中間ト云也

公方極ミハ御中間ト云ハ有リ一由条ト書キハ久々ト云ハ大
名ト外ミハ中間有リ也盛衰記十三ノ卷ニ黒丸ト云ハ中間トアリ
是ハ其余ノ官ノ中間ト云

一小者ト云ハ中間ノ下有リ公方極御成時ハ小者ハ六人ハ云ハ

札一由御成次古実見云ハ御草履ヲ持又御沓ヲ申上
ト又也走前故実貞助返答云々御書カス
公方御小者ハ六人ハ連テハ申ミタリ

一古ハ中間ハ苗氏ヲ有リト云也武雜書レハ天文二年

七月六日クビキウモシの首注文を記シト云ハ中間 是ハ云ハ苗氏有リ

其外侍ミハ苗氏を書キ

一古乃中間ハ今徒歩カチの者ト云類也古小者ト云今足輕ト
云類也格式を引キ云ハ御草履ヲ持又御沓ヲ申上

一雜多ト云ハ条ト書キ云武家ト雜色トハ中間ト下里
馬屋の者有リ上ト也公方極ハ中間を雜多ト云依ハ又公方
極ハ御雜多トハ又別ト云ハ大方の人ハ雜多ト云重ト
トハ有リハ有る屋の若クハ不を法ハ有リト云ハ
付ハハ御計腰ト云也

一かせ者ト云ハ侍者ト書キ一向ノヤト云ハ雜役の人ト云也

兼記云雜色公
家ニテハ中間ノ
下ノ御以ニ不
ハ武家ハ雜色下
リナリ
東鑑ニ頼朝ノ雜
色ノ名時次鶴太
郎宗光定遠信方
あトアリ
保元物語ニ源太
がト云ハぬト云
ガ丸ト云ハヤ
ハ付アト云ハ
バカト云ハト云
ガハト云ハト云
ト云ハト云ハ

長享元年九月十日
 二日江州御障着
 到次云云御障着
 鈿原坊春岡坊常
 ね坊坊又餘坊
 云云御障着常
 云河も別髪ノ者
 也此れも多し通
 眼寺の兼仕法師
 トアリ抄物ニ云
 兼仕ハ寺中ノフ
 レ流シ法事トト
 ノ雜役ヲスル者
 也

武家ノ兼仕モ剃
 髪也

一 御兼仕シヤウジ云ハ昔も将き者也正月お節朝日十五日あどと外

御祝式の村殿中御座敷の多きお松尾風此立糺物多御

座敷の多しはくろくをす日役也道照愚草云以兼仕ハ今に

在く伏見殿石見くり者以兼仕の子孫也源平盛衰記卷
廿六祇園女云

是ハ当社ノ兼仕法師ニテ侍ルカ御幸ナラセタマフノ由
兼リハ間社頭ニ御燈進セレントテ奉ルナリ

一 兼仕ハ剃髪ノ者也兼仕法師とも云也海人藻芥云兼仕

法師ノ事仙洞執柄家以下被召仕至宿老皆叙法橋法

眼御室門跡不詳僧侶隆然觀音院等皆預僧綱上令着

座座云他門兼仕連綿叙僧綱歟

一 御所侍ユレヨサハラヒとも御兼仕に似たる者あり一糸と圖書御

レユテン殿を御所侍と御兼仕と悉皆調レツカイハ掬飯の村乃以之の

出極あとの口傳お侍の人あはる絶タエハ御座敷見とヤキ

所侍の一人おりしがレびことと岐レハレ云源平盛衰記卷廿六云法住
寺殿ノ御所侍東ノ鈿殿ニ

人ヲ集メテ
酒呑ケル

一 同朋ドウホウとも剃髪テイハツの者少く殿中あり諸侍ははるハ世雜役の

者也茶のゆをレつレきレるを茶同朋ともあり或説レ云鹿ロウ

苑院義満ヨシミツ公十歳トシ少く父オヤはおられおひレ母細川頼之ヨリユキシロジ執事ト

成て義満公を養ヤウ育イクき比頼之ヒタカのそレひレ多ク法師ホフシハ人

をレあレはレは吳俣ミタの衣服イフダクをレあレはレせレる倭坊ヤイバウと名づけ又壹坊

とも名づけ何れも何阿孫ナニアサとも名ナのり多クのレことハ事コトをレ

古事記卷五云芳
 謙天皇建武西大
 寺ノ時中畧令引
 牽同朋廿餘人生
 天上云是ハ長手
 大臣ノ更ヨ云也
 此同朋ハ同シ朋
 友ト云事ニテ後
 世ノ剃髪ノ奴僕
 ノ事ニハアラス
 文字ハ同シクシ
 テ其物ハ同シカ
 ラス

貞丈按堂坊下同
 朋下ハ別也同朋
 義滿以前ヨリ
 有之
 莫如堂縁起云元
 享の比而所上人
 といひハ偏ヨ
 念仏ヲ帰去り侍
 ハ比侍主門乃
 餘儀ヨリ也
 也法然上人のお
 一ノ邊ヨリあり
 一ノ邊ハ思ひ居
 給キ年比ちあり
 一ノ同朋のみ
 ハ北白河の思
 位も皆一行云元
 享ハ皆氏々の所
 代也或ヤ同朋の
 号ハ一ノヨリ
 古津教テハ一ノ湖

せぬこととをいしてせて殿中をありうせ諸侍のあはれり老
 一ノ邊ハ思ひ居給キ年比ちあり一ノ同朋のみハ北白河の思
 教へるも頼之の下也也諸侍の中ハ倭人あせハ侍堂坊とあ
 ざ名を付ハあ倭人ども皆配々るとぞ中使とるハ堂坊
 と考ふるをいハの比よりハ同朋と字を書クハ也云々
 寶篋院義詮公延文三戊 戊午十二月廿二日征夷大將軍御拜啓
 乃御系内の記ハ供奉の行列を修ク記ハ一ノ邊ハ隨身馬
 上 隨身姓名
 今畧シ 赤き金襴の上馬ハ豹虎ハ尻鞆の太刀滋藤子
 尻鞆負ハ厚總の尻鞆然ハ左右を分ニ行ハ也 中畧
 其次御長刀ニ振御同朋右同前ノ上总ニテ馬上ニテ持之と云々

東鑑九卷ニ云ヨ
 藤山丹三可候格
 勤之由被御給
 貞丈云格ノ字ヲ
 用ルハ誰也古キ
 書ニハ格ノ字也
 一ノ邊ハ思ひ居
 給キ年比ちあり
 一ノ同朋のみ
 職原抄ニモ諸家
 格勤トアリ

御系内之義式ニ見タリ
 上总ハ袍ヲヌトルヘシ 義詮公ハ義滿公ノ父也然ハ一ノ同朋ハ義滿
 公よりハ思ひ居給キ年比ちあり一ノ邊ハ思ひ居給キ年比ちあり一ノ同朋ハ義滿
 一ノ邊ハ思ひ居給キ年比ちあり一ノ同朋ハ義滿
 也公方極ハ御膳系ハ舟御膳を御末男持テあり同朋
 一ノ邊ハ思ひ居給キ年比ちあり一ノ同朋ハ義滿
 海也此事道照愚草ニ云々一ノ邊ハ思ひ居給キ年比ちあり一ノ同朋ハ義滿
 一ノ邊ハ思ひ居給キ年比ちあり一ノ同朋ハ義滿
 御格勤ハ一ノ邊ハ思ひ居給キ年比ちあり一ノ同朋ハ義滿
 役云々一ノ邊ハ思ひ居給キ年比ちあり一ノ同朋ハ義滿
 道照愚草ニ云々一ノ邊ハ思ひ居給キ年比ちあり一ノ同朋ハ義滿

一 將軍家ノ義式沙汰應仁の乱ニ後續するより多き極ニ旧紀
見たり 御格勤ヲ中居殿系ナリシ由謙余年中行事亦見
えり
格勤ヲカクコト
ヨムベシ

- 一 被管^{ヒクワン}所^{トコロ}古知行^{コチカウ}地侍^{チサハラヒ}より若かりし此^{コノ}居位^{イイ}あり
 - 一 或説^{オクセツ}云^{イハス}京都將軍の御代武家の十一位より事あり一^ハ一族
 - 二^ニ大名三^ニ守護四^ニ外堀五^ニ評定六^ニ御供七^ニ申次八^ニ番方
 - 九^ニ國人十^ニ奉行十一^ニ未男也^ニ貞丈按ずるより十一位より我
- 家の記録は是れ不足利殿御代諸侍の格式十一位より限

とくすす^{トク}とあまう^{トク}一^ハ職^{シヨク}職^{シヨク}政^{シヨク}所^{シヨク}吉^{シヨク}格^{シヨク}勤^{シヨク}同^{シヨク}朋^{シヨク}
武士此位の外あまうさや十一位より各自の後のいひ出^{シヨク}
る事あり

- 一 御部^{ミベ}屋^ヤの^{シヨク}条^{シヨク}の^{シヨク}書^{シヨク}云^{イハス}御部^{ミベ}屋^ヤは^{シヨク}御^ミ一^ハ家^カの内^{ウチ}
- 一 延^{ノビ}公^{キミ}安^{ヤス}き^キく^クある^ル一^ハ進^{シノブ}く^ク細^{ホソ}川^{カハ}治^シ政^{シヨク}女^メ浦^{ウラ}殿^ノ
毒文の房ト云御唱食今^{イマ}一^ハ人^{ヒト}
- 一 義^{ヨシ}式^{シキ}部^ベ必^{カナラ}浦^{ウラ}殿^ノ此^{コノ}女^メ人^{ヒト}亦^モ久^{キウ}く^ク夜^ヨ毎^トニ^ニ祇^シ儀^ギあり^ル云^{イハス}是^{コノ}人^{ヒト}
御用心の^{ミヨウシン}ため^{タメ}夜^ヨ毎^トニ^ニ御^ミ寝^ネ殿^ノあり^ル事^{コト}を^シせ^ル云^{イハス}是^{コノ}人^{ヒト}
海^{ウミ}へ^ヘ一^ハ家^カの^ノ人^{ヒト}勤^{シヨク}ら^ル也^{ナリ}

- 一 調^{テウ}度^ト掛^{カケ}と^ト云^{イハス}役^{シヨク}ハ^ハ主^{ヌシ}君^{キミ}此^{コノ}以^{ヨリ}弓^{ユミ}矢^ヤを^シ持^テて^ル御^ミ供^{キョウ}り^シ役^{シヨク}也^{ナリ}御^ミ弓^{ユミ}
を^シ持^テて^ル御^ミ矢^ヤハ^ハ服^{フク}あり^ル一^ハ肩^{カハ}ふ^シ也^{ナリ}義^{ヨシ}教^{キョウ}公^{キミ}御^ミ服^{フク}記^キす

調度殿御卷云
 書を名命へし
 勇我物法兼会及
 左右ノ帯刀二行
 ありしゆり
 でありしゆり
 京鑑廿三云建保
 六年將軍實朝任
 大將為洋屬參鶴
 間隨兵江ノ到官
 能範布衣革緒ノ
 細尻斬太刀印等
 三人雜色四人調
 度掛一人放免四
 人

太平記四十中
 御舍ノ条佐々木
 依前五郎左衛門
 尉高久フタエカ
 リキヌニテ調
 度ノ役ニ候スト
 アリ

調度殿一人号胡録及あり東鑑にも調度殿の字あり
東鑑卷二十三ノタリ
 右大將頼朝の作は初より二十の歳を以て其
 人の歌を討てり人む若きあらず調度殿人の子ふり
 良すと常のころあむしゆりて此役を修せん事當時にお
モツト
 いて最勇士の面目の候へき由東鑑にも見えたり後の世に
 て牙矢を立並う道具を調度殿と名付る物あり此事ハ武具
 の部を記す又調度殿と書てりげうけとあむありは
 ハまわりの部を記す

一調度殿の役人調度のうけ松別乃候ありエモラ服をわけてるを
 左に持也る上はうけりて馬ノ耳二ツの足ありて指之

常は村の上を指の同歩行の時さの外竹を左の肩
鎌員松武具ノ部見合也
 にあはるげり持也装束ハ初これ素襖袴衣村の定ぶる

一調度殿の役人を將軍家のめし具一々あり東鑑太平記
 等にも見えたり又將軍ありぬ人も見え具す也義教公御
 え服記は執權左衛門佐義淳調度掛一人召具を重くして
ヤナウイヲヒト
 り号胡録殿とあり又東鑑にも宇都宮左衛門尉以下六
 人調度殿の具一々ある由見えたり此調度殿の役も一人
 一人了都合六人あり又義教公御え服記ハ侍所赤松御
ヨシマサ
 豫も義雅が即従の行務を記して僕ハ紺の立垂は眼俗

おて紋を押ス皆調度を掛子蓋はるぬき先祖を任せる欲
とあり皆いふ字より人数あり極ありども一人より二人也

義雅カヨシ見しる二十孫の侍調度
あり一人調度一人ヲ都合三十人ナリ

一 御調度惣と云い御の字を付て云い主君は御物の御弓矢
を帯りて御供あるを云也是より一人あり勤る也武士のあり
ハ甚面目とする也御の字を付て云い堂は調度惣と云
私の調度惣也武家ニテハ一人也公家ニテハ幾人少くも數
ハ定す此差別を能公候

一 使節と云も使者と云事也使者より少りハ使節と云事
少差級の一貞衡説也

一 旧記に蔭涼軒とあり京都相國寺此内の寺家の名也蔭

涼軒の住僧兼都將軍の代り殿中より少りて公方極出處
への對面の時ハ奏者役を勤めたり也蔭涼軒ハ相國寺

の西堂也 西堂と云ハ福永の宮也世の以才藏之首也單寮西堂東堂と云ふ也
西堂よりハ私の官あり東堂ハ禁裏より少り作付く東堂を長光と申和尙共

云掌衣を
云す也 文正年中の蔭涼軒ハ真蒙西堂と云ゆる也

一 布衣の役と云ふは布衣と書てありいとよむ也布衣と云
くりきぬの字也袴衣を云い御太刀を拵る御ありの事
は御儀を云い御車はめす村も同御儀内御社系は外
然式を云い村は事也条々圖書はありいの人少り
あるは御劔を云い御東寺の南大門の前よりあり

東鑑卷五十弘長
元年八月五日ノ
條云出羽ノ藤次
郎左衛門尉ニ被
仰可着布衣之旨
之處日為追之
間將衣雜用意之
由日申上ハハハ
及出羽ノ藤次郎
時布衣ト云テ
前二布衣ト云テ
後二布衣ト云テ
ト是符衣ヲ布衣
ト云フノ證也

名目共ニ布衣始
ホウイハジメト
ハ田舎詞ナリ
トモ云
帶刀後又帶劔後

勇我物語鎌倉殿
箱根の巻物ノ糸
左右ノ帯刀ニ行
あつた御調度殿
の人中人をめて
よあひあつた
然レトモ頼朝ノ
時ハ帶劔後無之
頼朝ノ時ヨリ始
也子細末に記ス

一 太刀もき乃役と云ひ乃きも御奈内以社系等も望の時の
御供よりあり、帯刀と書つたり、ワトモ云ヒもむ也、太刀をはきこ御
供の者も持する也、ウチハナキ帯刀の役ハ自身太刀をはきこ御供する
也、大勢左右はほづり行列も也、装束ハカトハミヤわきり、巻のり太刀ハ我
乃故をおす也、装束ニ部永享二年七月廿六日義教公以奈内
の時、ウチハナキ帯刀十二番二行直垂も金根の箔を以て故を押すと云元
服記より大平記ニモ安事アリ貞治六年三月廿九日中殿以會、ウチハナキ帯刀十人左
右は書てエーレツ列も、キムラナ系宗の一あり、ウチハナキ延文三年十二月廿
二日義詮公御奈内御車ノ少先鳥帽子直垂、ウチハナキ帯劔侍二十

五人五人宛並五通り也、ウチハナキ寶篋院殿以奈内記アリ、たはは
きつを、ウチハナキころりも、ウチハナキころる也

一 ウチハナキ帯刀の役、室町及代ニハ帯劔の役、鎌倉時代ニハ東鑑卷三十一、嘉禎三年
日ノ糸、將軍云駿河前司申云、御出之間、八月十五帯劔之輩者、八月十五兼久元

年正月於宮寺依有事被始、此儀是候、近々可奉守護之故也、ウチハナキ兼久元年正月於宮寺依有事、ウチハナキ兼久元年正月將
軍、フルカヲカ實朝公鶴岳八幡宮、ウチハナキ兼久の時、ウチハナキ八幡別當公、ウチハナキ兼久忍心、ウチハナキ兼久
實朝公を付ち、ウチハナキ兼久也、依其次の將軍頼朝の代より用む
の為、ウチハナキ兼久の役人を召し、ウチハナキ兼久事始り、ウチハナキ兼久也

一 侍法師坊官の事、官位乃部に記ス

後三年ノ侍馬
袋持甲曹馬上ニ
テ弓ヲ袋ニ入テ
持タリ

腰差ト云セ侍馬
上ニテ旗ヲ持テ
也旗ヲ主君ノ腰
上ニサレカケル
事ニハアラス

一弓袋持ト云役ありゆぶらうさしよむ主君の弓袋を
馬上あり持川役人也古ハ式正の城ハ必城役人を命つれらむ
一也建久六年の長頼朝々入洛の日御弓袋持一騎具多礼
一東鑑又名ろろり城外東鑑而く名ろり

一弓袋差ト云弓袋持ト云事也差ト云ハさくぐらト云事之弓袋

サレ捧也 サ、グルト云ハサレアグルノ畧語 主君の弓を弓袋ニ 弓袋袋
末半方 納めて

持也是を持川役人ハ鎧腹巻あどあて馬は安て持也主君の
馬は先は安也後三年合戦給の末は安ろり東鑑も安ろり
安ろり近世の人弓袋さしと云を安ろり安ろり安ろり安ろり安ろり
安ろり安ろり安ろり安ろり安ろり安ろり安ろり安ろり安ろり安ろり

安ろり也近世の人画がさくろり繪を安ろり安ろり安ろり安ろり安ろり

一とより弓袋を安ろり安ろり安ろり安ろり安ろり安ろり安ろり安ろり

安ろり安ろり安ろり安ろり安ろり安ろり安ろり安ろり安ろり安ろり

一草履取を古ハ安ろり安ろり安ろり安ろり安ろり安ろり安ろり安ろり

安ろり安ろり安ろり安ろり安ろり安ろり安ろり安ろり安ろり安ろり

ま

一公人朝夕人と云事旧記あり公人ハ安ろり安ろり安ろり安ろり安ろり

安ろり安ろり安ろり安ろり安ろり安ろり安ろり安ろり安ろり安ろり

安ろり安ろり安ろり安ろり安ろり安ろり安ろり安ろり安ろり安ろり

内始の安ろり安ろり安ろり安ろり安ろり安ろり安ろり安ろり安ろり安ろり

公文ト云モ公人
ノ事也公文所ノ
人ト云事也

目秀衛法師出羽
押領使兼衛尉又
同卷九云兼衛尉
文治三年十月僅
父遺跡為出羽陸
奥押領使管領六
郡

源平盛衰記卷四
云五衛門尉入道
八西光右衛門尉
入道八西景トワ
中ケル二人十ガ
ヲ所藏ノ預リニ
ヲ播磨名仕ケリ

役の字乃意也コロ在る處の守護の爲に此役人を爲すラウセキモノ狼藉者
と云ふはさうせしむ處を支配させりありは役人を押領使と云
也使の字ハ法フといふと云ふハ形カ一法フと云ふ義カ也後乃
字のハ也檢非違使あとの使の字は同コト押領ノ二字ハ人ノ物ヲカシ
トリスルコトハ押領使の押

領ハ狼藉者を押
其ハヲ掌領スル也

一藏をあははるる役人を倉法師と云事京都將軍の所代
御倉を有る入道あり正実坊シヤクシツボウ定泉坊テイセンボウと云兩人也是を
倉法師と云東山殿年中行事ニヤウシ云々云々年中恒例記正
月朔日の条ニヤウシ以て供御ケウゴの儀式ニヤウシ中畧御倉より下行カキ又
十二月廿七日の条ニヤウシ以て供御ケウゴの儀式ニヤウシ中畧御倉より下行カキ

東山殿年中行事
年中恒例記ホニ
中治代官檢ノ嶋
古蹟トアリ是ハ
本ノ代官ノ類カ

在ニ之ニ也ハ米穀雜物コメコメを入ル御倉ミクラを有ル役人シヤクジン也若シハ入道ニ
あり一取今考俗訛シヤクの役人シヤクジンありとも倉法師クラホウシと云也若シハ祠
の残りノノコ

一代官イチイワンといふ古コ今イマも也古コハ何ナニも主君ヌシ此コノ名代ナヒトを勤
むるを代官ナヒトと云今の世此コノ代友ナヒトと云ハ田舎イナの農民ノリヒトを支配シヤク
て年貢ネンキウをとり立タテ算用サンヨウする者を云

一古武家コブケより倉人クラヒトといひハ厩ウマヤの者モノ乃事ニヤウシ也公家キョウカより倉人クラヒト
云ハ大舍人オホトナリ内舍人ウチトナリといふ官クニの名也内舍人ウチトナリハ始ハジメハ大后オホノミコ子具コタケ
あつたもの官也後ノチハ侍シヤクのある官クニありあり天子行幸テンシヤウキョウの時
前後ノチノチを守護シヤクゴする役也大舍人オホトナリハ宮中ミヤナカあり雜事シヤクジを遣カを侵シ

ハシ 役也

一前セン駢ゲと云ハ五君外ハ御出の時御出ハシより先之有る先供

乃事也騎馬ハシ御先ハシを先之役也裁人ハシと致ハ不定前駢ハシと書テせんハシとよむ也世の字ハ漢ハシと云の字ををハシにハシりてい之

前駢の字ハハシと云あり也

一雜ザツ掌シヤウと云ハ色々ハシ多々ハシをハシりおくハシてくハシこれ世供を

やきハシみハシをハシるハシ事ハシをハシ云也

上杉雜掌あはれ旧記よありハ
上杉氏の家味と云ハハシ

一放ハツ免ミと云ハ役乃事東鑑廿三云建保六年將軍実朝任大将

為拜賀參鶴岡隨兵江判官能範布衣革緒細尻鞆太

刀即等三人雜色四人調度掛一人放免四人ハシと云ハシ判官ハ侍所五
人ノ内ノ一

判官ハ檢非
違使判官也

東鑑卷二十四云檢非違使大夫判官景康東

帶平塵時太刀舎人一人即等四人調度掛小舎人

童各一人看督長二人火長二人雜色六人放免

五人トアリ

○放免ハ檢非違使の廳乃ハシ廳トハ役所ノ事也下部乃役の名也放免ハ警

固ハシすの役也賀茂祭の時あども警固小出ハシ也死罪流罪の

者あども時ハ警固を勤ハシむ也賀茂の祭あどもハシ祥ハシをハシも

持也鴨長明ハシが四季物語賀茂の祭此条ハ放免の下人の事

と云ハハシは流ハシけハシつハシるハシまハシづハシくハシ秋のまハシ垣ハシ百ありハシのハシ子

まハシきハシありハシるハシあハシどハシけハシくハシぬハシ名物ハシありハシハシはハシきハシくハシ祭

景字昔ハ放免の
つけ物ハつき
系二ノ大事ト云
也外秘ハハシ
也笑ハハシハスル
事ニハハシ

云建治弘安の比ハ祭具^{カニレク}放免^{カウジ}の掛け物ニありやうあり紺丸
 布口^{カニレク}端^{カニレク}巾着^{カニレク}馬^{カニレク}を^{カニレク}つ^{カニレク}く^{カニレク}り^{カニレク}て^{カニレク}尾^{カニレク}子^{カニレク}ハ^{カニレク}とう^{カニレク}あ^{カニレク}き^{カニレク}を^{カニレク}し^{カニレク}ら^{カニレク}と^{カニレク}此^{カニレク}井
 乃^{カニレク}の^{カニレク}糸^{カニレク}ク^{カニレク}き^{カニレク}く^{カニレク}る^{カニレク}水^{カニレク}干^{カニレク}に^{カニレク}掛^{カニレク}け^{カニレク}て^{カニレク}袂^{カニレク}の^{カニレク}お^{カニレク}あ^{カニレク}ど^{カニレク}い^{カニレク}の^{カニレク}て^{カニレク}履^{カニレク}り^{カニレク}一^{カニレク}文^{カニレク}の
 祢^{カニレク}子^{カニレク}及^{カニレク}ひ^{カニレク}侍^{カニレク}り^{カニレク}一^{カニレク}あ^{カニレク}き^{カニレク}も^{カニレク}奥^{カニレク}あ^{カニレク}り^{カニレク}て^{カニレク}あ^{カニレク}る^{カニレク}お^{カニレク}地^{カニレク}と^{カニレク}そ^{カニレク}一^{カニレク}侍^{カニレク}り
 う^{カニレク}し^{カニレク}若^{カニレク}く^{カニレク}る^{カニレク}道^{カニレク}志^{カニレク}道^{カニレク}志^{カニレク}ハ^{カニレク}檢^{カニレク}罪^{カニレク}遣^{カニレク}使^{カニレク}志^{カニレク}也^{カニレク}志^{カニレク}ハ^{カニレク}け^{カニレク}り^{カニレク}ハ^{カニレク}ン^{カニレク}ナ^{カニレク}リ^{カニレク}志^{カニレク}ハ^{カニレク}今^{カニレク}も^{カニレク}侍^{カニレク}り^{カニレク}侍^{カニレク}る^{カニレク}也^{カニレク}比^{カニレク}ハ
 つ^{カニレク}け^{カニレク}物^{カニレク}年^{カニレク}を^{カニレク}送^{カニレク}て^{カニレク}過^{カニレク}さ^{カニレク}る^{カニレク}外^{カニレク}ハ^{カニレク}あ^{カニレク}り^{カニレク}よ^{カニレク}う^{カニレク}河^{カニレク}の^{カニレク}お^{カニレク}も^{カニレク}き^{カニレク}物
 を^{カニレク}多^{カニレク}く^{カニレク}つ^{カニレク}け^{カニレク}て^{カニレク}左^{カニレク}右^{カニレク}の^{カニレク}袖^{カニレク}を^{カニレク}人^{カニレク}も^{カニレク}く^{カニレク}せ^{カニレク}て^{カニレク}く^{カニレク}づ^{カニレク}く^{カニレク}ハ^{カニレク}お^{カニレク}こ^{カニレク}を^{カニレク}く^{カニレク}と
 又^{カニレク}持^{カニレク}ず^{カニレク}い^{カニレク}き^{カニレク}つ^{カニレク}き^{カニレク}く^{カニレク}る^{カニレク}一^{カニレク}む^{カニレク}あ^{カニレク}り^{カニレク}き^{カニレク}ま^{カニレク}い^{カニレク}と^{カニレク}免^{カニレク}く^{カニレク}る^{カニレク}一^{カニレク}三^{カニレク}尺^{カニレク}素^{カニレク}往
 来^{カニレク}と^{カニレク}云^{カニレク}賀^{カニレク}茂^{カニレク}祭^{カニレク}テ^{カニレク}カ^{カニレク}ノ^{カニレク}レ^{カニレク}シ^{カニレク}ニ^{カニレク}シ^{カニレク}タ^{カニレク}ク^{カニレク}ニ^{カニレク}キ^{カニレク}ノ^{カニレク}ホ^{カニレク}コ^{カニレク}モ^{カニレク}イ
 一^{カニレク}廳^{カニレク}ハ^{カニレク}檢^{カニレク}罪^{カニレク}遣^{カニレク}使^{カニレク}の^{カニレク}役^{カニレク}不^{カニレク}也^{カニレク}下^{カニレク}部^{カニレク}ハ^{カニレク}放^{カニレク}免^{カニレク}也^{カニレク}比^{カニレク}け^{カニレク}物^{カニレク}一^{カニレク}つ^{カニレク}い^{カニレク}ハ

平家物語卷五文
 覺悟されぬ糸云
 押豆へあつはり
 下に侍使志人
 つけしむより
 宮下りやハ
 の下部のあり
 うやりのあり
 三つをのり
 け及こもい
 法便ハ放免ナリ

放免^{カニレク}ハ^{カニレク}あ^{カニレク}る^{カニレク}水^{カニレク}干^{カニレク}の^{カニレク}袖^{カニレク}ハ^{カニレク}作^{カニレク}り^{カニレク}花^{カニレク}は^{カニレク}外^{カニレク}色^{カニレク}ハ^{カニレク}作^{カニレク}り^{カニレク}物^{カニレク}を^{カニレク}と^{カニレク}ら
 付^{カニレク}り^{カニレク}風^{カニレク}流^{カニレク}を^{カニレク}あ^{カニレク}り^{カニレク}て^{カニレク}お^{カニレク}の^{カニレク}足^{カニレク}物^{カニレク}の^{カニレク}為^{カニレク}ハ^{カニレク}侍^{カニレク}る^{カニレク}也^{カニレク}袴^{カニレク}ハ^{カニレク}比^{カニレク}け^{カニレク}物^{カニレク}
 を^{カニレク}守^{カニレク}り^{カニレク}也^{カニレク}古^{カニレク}き^{カニレク}給^{カニレク}は^{カニレク}免^{カニレク}く^{カニレク}る^{カニレク}一^{カニレク}つ^{カニレク}い^{カニレク}ハ
 一^{カニレク}放^{カニレク}免^{カニレク}と^{カニレク}ら^{カニレク}ハ^{カニレク}檢^{カニレク}罪^{カニレク}遣^{カニレク}使^{カニレク}廳^{カニレク}ハ^{カニレク}下^{カニレク}部^{カニレク}の^{カニレク}役^{カニレク}の^{カニレク}名^{カニレク}也^{カニレク}前^{カニレク}ニ^{カニレク}記^{カニレク}事^{カニレク}ぶ^{カニレク}と^{カニレク}一^{カニレク}
 源^{カニレク}平^{カニレク}盛^{カニレク}衰^{カニレク}記^{カニレク}卷^{カニレク}十^{カニレク}三^{カニレク}考^{カニレク}余^{カニレク}京^{カニレク}信^{カニレク}連^{カニレク}云^{カニレク}兼^{カニレク}成^{カニレク}り^{カニレク}下^{カニレク}部^{カニレク}ハ^{カニレク}金^{カニレク}武^{カニレク}と^{カニレク}云^{カニレク}放^{カニレク}免^{カニレク}
 あり^{カニレク}究^{カニレク}竟^{カニレク}の^{カニレク}大^{カニレク}力^{カニレク}大^{カニレク}腹^{カニレク}巻^{カニレク}ハ^{カニレク}左^{カニレク}右^{カニレク}の^{カニレク}小^{カニレク}手^{カニレク}巾^{カニレク}一^{カニレク}打^{カニレク}刀^{カニレク}扱^{カニレク}り^{カニレク}而^{カニレク}會^{カニレク}
 一^{カニレク}つ^{カニレク}い^{カニレク}ハ^{カニレク}兼^{カニレク}成^{カニレク}ハ^{カニレク}明^{カニレク}法^{カニレク}博^{カニレク}士^{カニレク}と^{カニレク}檢^{カニレク}罪^{カニレク}遣^{カニレク}使^{カニレク}判^{カニレク}官^{カニレク}を^{カニレク}兼^{カニレク}く^{カニレク}る^{カニレク}人^{カニレク}也^{カニレク}
 又^{カニレク}盛^{カニレク}衰^{カニレク}記^{カニレク}十^{カニレク}八^{カニレク}文^{カニレク}覺^{カニレク}流^{カニレク}云^{カニレク}院^{カニレク}より^{カニレク}廳^{カニレク}の^{カニレク}下^{カニレク}部^{カニレク}二^{カニレク}人^{カニレク}付^{カニレク}く^{カニレク}と^{カニレク}ら^{カニレク}中^{カニレク}署
 廳^{カニレク}の^{カニレク}下^{カニレク}部^{カニレク}放^{カニレク}免^{カニレク}二^{カニレク}人^{カニレク}も^{カニレク}下^{カニレク}向^{カニレク}ま^{カニレク}へ^{カニレク}き^{カニレク}ま^{カニレク}り^{カニレク}と^{カニレク}ら^{カニレク}下^{カニレク}署^{カニレク}又^{カニレク}同^{カニレク}卷^{カニレク}
 金^{カニレク}と^{カニレク}ら^{カニレク}五^{カニレク}条^{カニレク}天^{カニレク}神^{カニレク}の^{カニレク}多^{カニレク}居^{カニレク}堀^{カニレク}倒^{カニレク}つ^{カニレク}り^{カニレク}と^{カニレク}ら^{カニレク}放^{カニレク}免^{カニレク}の^{カニレク}中^{カニレク}子^{カニレク}

平盛衰記卷十
三信連戦ノ条ニ
足輕共乱レ入テ
廿ガレ奉レト下
知ヌ
又同十四卷三井
寺金満ノ条ニ足
輕二之百人法勝
寺ノ北サマヨリ
三条河原祇園ノ
辺テテスルリト
道レテ在家ニ火
ヲ放トバト下リ
太平記卷廿六秀
詮見テ討死ノ条
ニ楠ガ足輕ノ野
武士三百人両方
の保田ヘ立寄リ
襪ヲ支ヘ敷キ
射ル

力者の事通記
源平盛衰相四十
五卷内大目京上
ノ各地戦者ト
云中間十カ法師
ト云カ若ク友時
ニ相更レテ進ケ
リ云く上古ハ公
家諸家ニカ若ク
召レケレトモ
京都將軍家ニハ
常ニカ若ク召
レケリレ故式正
人時節禮ヲモカ
カセ長刀持セラ
ルハニハ門跡ノ
カ若ク借リ用ヒ
ラレレ也

也実の出家ハあぶる也青法師と云青ハ装束の色青
きを云也又同記應永三十年十一月一日の条御輿カ者あり

同日の条は輿カ者二人白カ者あり皆多きを云

一足輕乃事レキヤタニ樵談治要ヨウニ云史書ハ文明十二年一条橋足輕といふ物ある

傳止せしむ事昔より天下おみごとく事ハ傳せざりか

海といひの旧記あどもある事既題目也平家のうづら

といふ事と云平清盛入道三百人あつたれより傳せしむ

始ておまねる足輕ハ起過テウシしる悪黨也そのゆへ洛中洛

外乃諸社諸寺五山十刹ヒツ之家門跡の滅亡ハかれり而行也

敵のハそとよりしる人而もあきつハ力ありさもあきつ

おぬがりのあまひハ火をり多し竹室をみどる事ハおとそまの
強盗といふべしかゝるためハ前代未聞の事也下畧是も扱りの
扱りのより古武具懐しの若ハ軍陣の為ニ諸方の悪黨をあ
らへてはるる事と見たり強剛ありあけあつて

しる廻りをもくく知足懐し名付たる敵し何れハ山城
夜盗の類成し

一公方の御小者の名ハ何れと付る也諸家よりも同若れ走馬
古実ハ御小者子若くあり永禄十一年朝倉義景亭ハ成記

御小者右ノサキ熊若毛若左ノサキ梅若千若とあり
貞助雜記ニ云

御小者ヲ御小
人ト七十ナリ

東鑑卷九與州攻
 三御旗差見
 盛衣化世八中
 前預賢ハ宛重
 ノチノ上ノ能引
 放ツ六ニ旗差類
 ノ骨ヲ射サセテ
 馬ヨリ落ッ
 後三年ノ隆ニモ
 旗差ノ侍鎧着テ
 馬ニ乗テ旗ヲ持
 タリ
 盛衣化世六ニ云
 旗差ハ秋ノ野ス
 リタル遊騎ニ洗
 華ノ鎧キテ鹿毛
 馬ニ黒鞍置テ乗
 ル
 太平記曰ニ云旗
 差ノ進マテ旗
 差ノ進マテ旗
 差ノ進マテ旗
 差ノ進マテ旗

為下郊の者此事あり

一旗差と云ハ軍陣其時大将の旗を馬に乗せり侍の事也此
 世バ古の旗ハ長サ一丈計あり大なる物ニありて是も持り
 置み或も也旗差するも亦亦平盛衰紀太平記等ニ見えり
 リ武田信玄上杉謙信ありの戦の比より旗大なりて是も
 つハ持せざるがれ足腰ありの端ニ履せり歩行ありあり
 世旗の上ニ綱を付り左右引りて是も一ツ旗よと
 可く然る也又古ハ長旗也後ニ乳付旗ニツチお来るものなり
 信玄ありの比ハ皆乳付也

一鞭差の事平治物語義朝敗北ノ事云義朝之り名ありありれ

續依トハ装束ノ
 エリノ事ヲ云也

源氏ハむちさしムチサシもおろくぬ者ハあき物うかえムチ鞭ハ麻ムシ也舍
 入さす也供立日記云式々の騎る其肘ハ鞭ムチ筋用ハ一筋者
 うり木の肉ムチハ今一筋ハうり木のうりさす一筋ハ麻者さすべ
 一云又云家々も舍人鞭をさす一条兼良云桃花一条兼良云
 鞭舍人指懐中ニスチカヘ持衣乃右腋ウデ取ル所をお久也或ハ
 右より持り或指頭紙ウデ主人束帯ウデ時自持鞭ムチ稀ムシ
 也云

一御鎧ヨロヒキ着ると云役ハ主君の御禮を忌り御供する役也主君
 御鎧を召する時ハ其御禮をぬぎて忌めトス役人也文治
 元年十月廿四日南御堂勝長壽院ト号ス供養を遂トケる頼朝御出立

佐々木四郎左衛門尉高綱御禮着此役を勤む以時高徳服楯
を禮の上よりあてし給へしと見えしあやまり之とて
ありしを言繼が小舎人童使付し言繼は告々れ高綱嘆け
ま君此御禮を忘す日ハ君事ある時先服楯を以て進
むる者也然る有服楯を御禮の上より忘す也是を難むる若
ハ勇士の故実を忘すまじき事也といひし事東鑑卷之五
えしなり
御曹持下云後アリ東鑑三所ニニ
將軍ノ御曹ヲ持ツ役入ナリ

一御鑑着御旗差御調度掛御方袋指以上四所の役ハ以て
量を擡て御付儀あるよりて武士の面目とす也東
鑑をよみて知るべし

一隨兵ダイヒヤウと云ハ將軍家御拜賀の御番内サンダイ御拜賀トハ御官位ニあるもの
云御番内トハ棟裏
へ御入あるを云 又ハ御社以番御番此時式正ニ行列を正

とす時名ある武士數十騎も幾る騎も甲冑を以てし御
供するを云何れも騎する也外の御供の面ハ水干垂玄狩衣
素袍等の装束也隨兵ハ主君を守護する役あり甲
冑を以てし弓矢を帯して御供する也猶細竹の俵を隨
兵ハ三徳を兼ふ者必し役を修む
御曹トハ
勤むを云 三徳と云
儀代乃勇士代ハ武
勇あり 弓馬の達者容儀乃御女容儀ハ
容儀ハ多ク
御女ハ
御女ハ 警備の侍あり用意あり
右朝朝の河東鑑卷廿三云云

孔子ノ字讀音ニ
ラハヨリレトヨ
ムヨクニテハシ

一 孔子の役と云ハ教中より正月評定始の時評定方ハ役人列
唐一將軍家も出御ありて評定始の視式ありて時役人
闡を云々闡はありて人評定の祭言ありては闡を出す人
を孔子の役とも闡の役とも書也孔子ハ闡の字を二字書て
よ迄の事より外も子細もあき事也闡を孔子と書て例明
月記室町記東鑑等より見えて闡と書てあるあり
用ハ闡ハ孔子の二字をくくつてある也
コウレトハよあき事あり

一 闡を孔子と書て例古書も多し定家卿の明月記貞永
二年正月廿一日昨日小弓東馬場殿庭内府大将名證以孔子賦分左右勝方左
又云文曆二年十一月三日興心房語給實有右内門尉が駕通

能徑光殊請撰孔子賦レハカクモ下筮。東鑑卷四十七康元二丁巳八月廿一日曰大慈寺

供養曼奈羅供大阿闍梨等事有評議中累四人以孔子賦被

定云。東鑑脱漏元仁二年乙酉三月廿一日於御所取孔子致經營結構引出

物等云。室町記卷二應安五年正月十日曰御評定始中累孔子津戸左近

將監是闡後人ヲ云又應安六年正月十二日御評定始中累孔子諏方左近將監又同七年正月十

日御評定始中累孔子飯尾右近將監此外毎年孔子トアリ又應安五年十一月廿二日次御評

定被始行之中累闡子飯尾右近將監安條ハカリニ闡ノ字ヲ用ル右内孔子ハ何レ

モ闡ノ事ヲ孔子ト書タル也孔子漢音コウレ假字也呉音クジ

一 國司守護領家地頭の事國司云ハ棟裏よりは仰付て
公家衆を諸國へ下レテ其國への惣支配を予人云之

委細ハ官位ノ部ニ記

守護と云ハ將軍家より所仰付武士を諸國へ下シテ其國ノの惣支配を掌る人を云領家と云ハ諸國の内ニ家衆の領分を支配人云地頭と云ハ武家の領分を支配する者云古ハ國司領家計あり守護地頭ハ無く也鎌倉執朝々乃時より守護地頭を始りて至太平記卷一ニ武家より公家を茂あしなることハあつても所ある地頭つよくて領家ハよそく國ある守護重くして國司ハ權ハ皆朝廷ハ年々衰へ武家ハ日々に盛也
一後者とも人の名一つひの事也る人ハ後少者といふ義也歌書草紙物語ふどはすさもあると後者あり

一御才場始の時念人とも射手の所奠也

肝奠トハ世話ヲヤクト云フ 即射子

乃奉行也東嶽ふろく見タリ念人とも云事上古禁中射禮賭才等見タリ新儀式ニモ見タリ

一今世書役の者を祐筆と云祐筆と書ハ非也右筆と云

ハ也右筆此事書札の部ニ記スる略

一兄部コノカクヘ或書力者長也トアリカ者ノ事前ニ記ス鎌倉年中行

事公方様御発向之事中書兄部ハ御長刀ヲ持二番ノ御

力者柄長杓ヲ持トアリ柄ハヒシヤクナリ調度部ニ記ス

一仕丁とも惣て人のめしつふ人夫ノ事也下部の者也仕を

つふ也丁ハさうんともさうん年齢壯サカレ強き者を云老衰ノ者ハツカハレヌ也

親長卿之記文明
四年正月廿日
内朝多於室町殿
御拜禮所小袖
向後永理之事時
亦款云
家中竹馬元云應
仁ヨリ以前天下
安天の比おて佛
供の小者ハ皆
一ツありて一妻
佛供のくくの馬
此先云走くおト
の佛社冬をどの
時モ皆おてか也
應仁の比お各の
馬の爲に走くと
あるハ亦良お社
冬ハ應仁か以爲
つひありて一は時
佛供のくくの馬
レテ奈良ノ佛供
亦ト名付ラレシ
也
○常徳院義尚公長
享元丁未年九月
十二日江州南都
佛動座の時估
本六角高頼佛退
伯也ト云フ家申

一 佛小袖御書紙 永録日記云佛小袖御書紙と云ふ事あり
又年中恒例記云第分此条佛小袖此間ニ大豆を旨ウ
タル也とあり此佛小袖此間の御書紙あり

一 奈良此佛供衆 永録日記ニ見エタリ 未考室町殿十三代の内奈良佛成
あり一時的佛供の人をさして奈良の佛供衆と云歟 ○又義
政將軍

一 三國司と云事旧記云名々三國司と云飛彈の國司 飛
彈

一 阿波の國司 北畠 是後之國司と云あり

一 國分の奉行と云ハ諸國へ段錢 段錢トハ田一畝ニ付テ錢何ホド、ワリ付テ
トルヲ云高利ト云ニ聞シ

行馬記ニ見ユ此
時ノ佛供ノ所ヲサ
シテ其家ノヲ奈
良ノ佛供衆トイ
フナルヘシ
奈良佛供衆應永
廿二年八月廿四
日室町殿奈良佛
冬後佛供衆同佛
兼富記ニ見

其お惣時ハ奉行衆 奉行衆ヲ右ノ筆方トモ云公事方諸事ヲ評定シ
キハメテ政府へ出シ決定スル役ヲ奉行衆ト云フ也 關をたて

其國ハ誰と云分と云事 國分此奉行トありと事
照愚草ゆえと云り

一 廳佛坊 ハヤウゴボウ と云事旧記ゆえハ伊勢因幡入道兼常良返卷
云廳佛坊と云事室此門祢ゆえハ此ゆえハ人ゆえ

一 惣在廳 ハシレユゴ と云事坊官ゆえハ略して廳佛坊と云事あり

一 半守護乃事 祿藤親基日記細川阿波入道和泉守事
護赤松次郎法師干時加賀守國守護と云事あり

一 其國への惣支配をす人云半守護と云事和泉

國半國物支配を守る人を半守護と云あり一ヶ國の物支配する人ハ守護と云あり

一家司役ケイジンハ公家府の家老の役を云義教以元服記家司役と云事有るなり

一引付方奉行ハ引付處乃事也評定處の下司あり政所シヨ出づ時々の日記を記し古例等を書留を云類し

大引付と云ハ其時々の日記也引ハ後日の權授ヲ引用ハ為事書留也付ハ記し付也評定の次序を帳面書注と云く後を引付處と云あり

一油持アブラモチと云ハ公卿参内社番等此行列を記し其所の油

持とあるハ車の軸ガシをさす處に油を持ち行く役人也油と云るハ書たるもあり

一出車衆スイレヤレユウ乃事車を乗る後より脚供ある人ハ車を借給て乗る人ハ出車衆と云乳河原勸進猿樂日記上極云

伊勢御母中末トハ伊勢守ノ妻ノ下也

御輿也出車衆數多御成而日理極云出車衆トハスイレヤノ衆ト云スイレヤレヒヨムありヒトタマヒハ副車ト書倭名

抄云漢書注云副車曾爾久俗云比度トハ後乗也又花鳥錦儀云

出車をナリ公方より點せられて其人ハ給ふ由人給ふあり也云人給ふ人ハ車を借給るを云也人給の車と云處を車を略して人給と云るなり云習を

一 御出奉行力事旧記より文明十二年正月十日之親

長卿記云室町殿年始御冬内勸修寺大納言御出奉行云々

年中恒例記云御出奉行より右方筆方内有人御出之

伺ふ仕り庭上と皮をきき度之云々若く御宮事舟

御出奉行より虫出を馬より中よりを云々由すのきや

云々を云々也也此刀をきき馬ありを云々云々あり貞徳

云御出奉行より今世より御目付所あり云々

一 御出より女房力事旧記云此名目所見あり云々

と云役名堂上より有り爾時誕生あり乳人御出より

より有り此年表の上之人復乳の人より御出生之小児をだき抱り人也也

人故定か乳をよる人ありセトビニ生人の人より云々

児の乳をよる人より生人此の云々生長の儀も御

さおさしりて云々事ありおさし君御出より云々云々

一 近習之事古来ありあり役の名あり甘露寺親長卿記云

文明十七年五月廿六日近習之輩打参方より一番高より五番高

二番高より三番高より打参四番高梅子細今度不一揆又長享

三年三月廿日大樹自江州帰御先陣近習一二三番高

御小袖評定所供奉云々近習より五番高より云々あり天

和三年七月廿五日御條目近習并諸奉行云々此近習より

常憲院御一代云々御役云々云々若使重政由

近習也

一觸口之事 走取故実云永録三年二月六日御参内次觸口

四人一人を指し 是ハ走取の内御法を同様の外に觸口と

定められた事ありあつた慶長九年

台徳院極將軍宣下御紀賀御行列ハ書云

一番 おれ口より 一人一人云々 是れ口よりハ雑色の事あり

あつた事や 御賞家ハ走取あつた若雑色を御

つゝ唱ふれし也

一執事代事政所方引付云明應三年政所寄人諏方信濃守

貞通引付成于時執事代云々又政所執事代干時松田丹

運考執事代ハ兼
多公方信濃守
付定り此事あり
日ノ紀云文明十
七年十月十六日

政所執事代事
傳付且執事代
礼ハ太刀を土に
以て文を定る事
あり

後守長秀云々管領ノ一人ヲハ執事トイフト鎌倉年中行事

見たり 是後執ノ一人トハ 是を以執事代を考ねハ政所ハ出立人の

内平目の筆跡を執事代と定る事あり

一年寄家老宿老雜掌何誰代事貴殿 伊勢守 御書案雜々云細川

及年寄成富山及家老 同書云伊勢守代何々云々 康富日記康正元年十

衛宿老成山名及宿老成一色及同断云々然るハ三職ハ職の成大

内者ハ年寄考家老又ハ宿老と唱へ也其餘之家ハ雜掌共

又ハ何れ誰代と唱へ也被管るハ別也

一高家之事京都將軍家之比高家云々名目ハあつた也

舊記子名えす御書家より元和元年より高家を定む

良好...のあやもや元和元年...の家...初りハ大澤兵部大
輔基宿吉良上野女義弥大澤右京亮基重以三人...作付
初り...と名...あり

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

